

事 務 連 絡

令和 8 年 10 月 1 日

(別記関係団体) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施等に係る取り扱いについて

標記について、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）及び医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告制度対象医療機関に対して周知いたしますので、御了知いただきますようお願いいたします。

(別記)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 国立大学病院長会議
一般社団法人 日本慢性期医療協会
日本赤十字社
社会福祉法人 恩賜財団済生会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
健康保険組合連合会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立健康危機管理研究機構
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
国家公務員共済組合連合会
公立学校共済組合
日本私立学校振興・共済事業団
国立療養所松丘保養園
国立療養所東北新生園
国立療養所栗生楽泉園
国立療養所多磨全生園
国立駿河療養所
国立療養所長島愛生園
国立療養所邑久光明園
国立療養所大島青松園
国立療養所菊池恵楓園

国立療養所星塚敬愛園

国立療養所奄美和光園

国立療養所沖縄愛楽園

国立療養所宮古南静園

(別添)

事 務 連 絡

令和 8 年 10 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施等に係る取り扱いについて

令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告については、「令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施等について」（令和 8 年 9 月 18 日付け医政地発 0918 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）により、その実施についてご案内したところです。

今般、報告事項及び報告基準等の変更に伴い、医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施期間を下記の通り変更することとします。

については、貴職におかれましてもこれを御了知の上、医療機関機能報告等対象病院等に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 報告期間について

- 令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告については、報告期間を以下の通り変更いたします。

変更前	変更後
報告様式 1：令和 8 年 10 月 1 日～11 月 30 日	報告様式 1：令和 8 年 10 月 19 日～12 月 11 日
報告様式 2：令和 8 年 11 月 2 日～11 月 30 日	報告様式 2：令和 8 年 11 月 2 日～12 月 11 日

2. 報告期間変更に伴う留意点について

- 報告事項及び報告基準の整理が完了し、別途通知するまでの間、報告様式の作成及び報告データの提出は行わないでください。
- 報告対象となる診療実績その他の基礎資料については、後日の報告再開に備え、適切に保管してください。
- 報告再開に際し、報告事項及び報告基準の取り扱いについて整理した事項については改めて通知いたします。

以上

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 1 日

医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告制度対象医療機関 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施等に係る取り扱いについて

平素から医療行政の推進について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告については、「令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施について」（令和 8 年 9 月 18 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）により、その実施についてご案内したところです。

今般、報告事項及び報告基準等の変更に伴い、医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施期間を下記の通り変更することとします。

ご迷惑をおかけし誠に申し訳ありませんが、貴院におかれましては、御了知いただきますようお願いいたします。

記

1. 報告期間について

- 令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告については、報告期間を以下の通り変更いたします。

変更前	変更後
報告様式 1：令和 8 年 10 月 1 日～11 月 30 日	報告様式 1：令和 8 年 10 月 19 日～12 月 11 日
報告様式 2：令和 8 年 11 月 2 日～11 月 30 日	報告様式 2：令和 8 年 11 月 2 日～12 月 11 日

2. 報告再開までの留意点について

- 報告事項及び報告基準の整理が完了し、別途通知するまでの間、報告様式の作成及び報告データの提出は行わないでください。
- 報告対象となる診療実績その他の基礎資料については、後日の報告再開に備え、適切に保管してください。
- 報告再開に際し、報告事項及び報告基準の取り扱いについて整理した事項については改めて通知いたします。

以上